



キビタンファミリー

## 被災された皆さまへ

# 福島県からのお知らせ



ふくしまからはじめよう。

福島県広報課

平成24年4月20日（金）（第37報）

福島県広報課から被災された皆様へ生活支援に関する情報を年6回お届けします。

### — 第37報の内容 —

ふくしまの元気を発信！「大交流フェア」開催・・・	1	住宅について・・・	10
お知らせ・・・	2	医療・介護・健康について・・・	11
原子力損害賠償について・・・	3	警戒区域等における環境放射能測定結果・・・	13
生活支援について・・・	5	◆各種相談窓口のお知らせ・・・	13
雇用・経営について・・・	6	◆市町村問い合わせ先一覧(4月20日現在)・・・	16

## ふくしまの元気を発信！「大交流フェア」開催



フラガールによるダンスショー

3月20日、東京有楽町の東京国際フォーラムで「がんばろうふくしま！大交流フェア」が開催されました。会場を訪れた1万6千人に、福島の食や観光などの魅力を発信し、復興へ向けてがんばるふくしま、元気なふくしまをアピールしました。一時入場が制限されるほどの盛況ぶりで、ふくしま再生への期待を感じることができました。

フェアでは、市町村などの67団体が出展しました。B1グランプリ全国4位のなみえ焼そばや喜多方ラーメンなどのご当地グルメコーナーは大人気で、長蛇の列となり1時間待ちが出るほどでした。

また、県内のご当地キャラが一同に会してのPR合戦には、滋賀県彦根市から「ひこにゃん」が応援に駆けつけステージを盛り上げました。

ステージのメインイベントは、佐藤知事と郡山出身の俳優西田敏行さんのトークショー。復興へ向けてふるさとふくしまへの熱い思いを語りました。

佐藤知事は「今年は復興元年。新生ふくしまをつくりましょう。」と、西田さんは「福島は世界初の復興のモデルケースになろう。」と力強く来場者に呼びかけました。

### 「ふくしまからはじめよう。」宣言

佐藤知事、西田敏行氏、瀬谷県観光物産交流協会理事長の3人と会場の皆さんで、ふくしまの再生を誓い新しいスローガン「ふくしまからはじめよう。」を声高らかに宣言しました。



「ふくしまからはじめよう。」宣言の様子

# お知らせ

## 1 「福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業」のお知らせ

東日本大震災により、ローンが500万円以上残っている住宅に半壊以上の被害を受けた方が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を500万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン5年間分の利子額（上限140万円）を一括補助します。

### 【申込み手続き】

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みいただけます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記のホームページにも掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

●住宅相談窓口専用ダイヤル ☎024-521-7698

●福島県 建築指導課 ☎024-521-7528

●ホームページ [福島県二重ローン](#) [検索](#) ↗

## 2 「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資」の対象拡大のお知らせ（新規）

原発事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資（住宅の建設・購入の場合、当初5年間の金利0%など）がご利用いただけるようになりました。災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

●住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル） ☎0120-086-353

●ホームページ [住宅金融支援機構](#) [検索](#) ↗

## 3 「ふるさと絆情報ステーション」について

民間借上げ住宅等に入居されている皆さんが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場として御活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」を県内のスーパーなどに開設しています。お買い物などの際に、ぜひお立ち寄りください。

福島市	郡山市
ヨークベニマル 野田店	ヨークベニマル 安積町店
コープマートやのめ	ヨークベニマル 富久山店
ダイユーエイト 福島黒岩店	イオン郡山フェスタ店
いわき市	会津若松市
ヨークベニマル 大原店	リオンドール 神明通り店
ヨークベニマル 谷川瀬店	COOP BESTA にいでら
イオンいわき店	白河市
南相馬市	ヨークベニマル メガステージ白河店
ヨークベニマル 原町西店	

### 【お問い合わせ先】

●福島県 文化振興課 ☎024-521-7179

●特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営） ☎024-953-6092

## 4 平成24年度自動車税について

平成23年度は、東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は原発事故被災市町村を含む全県域を対象に下記のとおり課税を実施します。

納税通知書発付日	平成24年5月 8日（火）
納 期 限	平成24年5月31日（木）

### ◆原子力災害により被災した自動車の救済措置

次の要件に該当する場合は、自動車税の非課税又は減免措置が受けられます。申請方法については、最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

<b>非課税措置</b>	<p>原子力災害により、警戒区域（警戒区域が解除された区域にあっては、自動車持出困難区域（※））から持ち出せない自動車を、用途廃止による永久抹消登録した場合など（以下「用途廃止等自動車」という。）は、「申告」により平成23年度以降の自動車税が課税されません。</p> <p>また、用途廃止等自動車の代替自動車を平成26年3月31日までに取得した場合は、「申請」により自動車取得税及び平成25年度までの各年度分の自動車税（軽自動車税）が非課税となります。</p>
<b>減免措置</b>	<p>原子力災害により、警戒区域から持ち出せなかった期間（警戒区域が解除された区域にあっては、自動車持出困難区域（※）から持ち出せなかった期間を含む）がある（あった）自動車で、上記非課税措置に該当しない自動車は、「申請」によりその期間に対応する月割分の自動車税が減免されます。</p>

※注：平成24年1月1日時点での警戒区域のうち、立ち入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域外に移動させることが困難な区域として、総務大臣が指定して公示した区域

**【お問い合わせ先】（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）**

連絡先	お問い合わせ・相談内容	
	課税（救済措置）に関すること	納税相談に関すること
県北地方振興局 県税部	024-523-0051・0021	024-523-3594
県中地方振興局 県税部	024-935-1261・1264	024-935-1241
県南地方振興局 県税部	0248-23-1519	0248-23-1514
会津地方振興局 県税部	0242-29-5261・5264	0242-29-5241
南会津地方振興局 県税部	0241-62-5214・5213	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	0244-26-1127	0244-26-1124
いわき地方振興局 県税部	0246-24-6025・6035	0246-24-6030

## 原子力損害賠償について

### 1 原子力損害賠償に係る請求について

- 原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談などについては、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話：0120-926-404（午前9時～午後9時：毎日）

- 東京電力は、「自主的避難等に係る損害」に対する賠償について、請求を受け付けています。請求手続きの相談などは、下記へお問い合わせください。

- ◆昨年3月11日時点で「自主的避難等対象区域」に住民登録をされていた方へは、3月5日から順次、東京電力より請求書類が発送されています。転居などで書類が届かない方は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

- ◆昨年3月11日時点で「自主的避難等対象区域」に住民登録をしていなかったが生活の本拠としての住居があった方については、下記の専用ダイヤルで請求書類発送の依頼を受け付けています。

自主的避難等ご相談専用ダイヤル

電話：0120-993-724（午前9時～午後9時：毎日）

### 2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について（更新）

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

#### ①県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎024-523-1501

- ・相談時間 平日 午前8時30分～午後8時
- ・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日午後1時～5時 ※同じ電話番号で受付

#### ◆巡回法律相談

- ・弁護士による巡回法律相談を4月下旬から県内7方部で実施予定です。
- ・相談時間30分（面談形式・相談料無料・事前予約制） ※先着受付順
- ・実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- ・受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・日程及び会場など詳細については、上記窓口にお気軽にお問い合わせください。

#### ②国

◆文部科学省

- ・原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審査会に関すること  
☎03-5537-0245（平日 午前9時30分～午後6時15分）

### ◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階
- ・[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階  
☎0120-377-155（平日 午前10時～午後5時）
- ・福島事務所では、窓口で申立書作成に関する説明を行っています。

### ③原子力損害賠償支援機構

#### ◆電話相談 ・行政書士などによる無料相談

☎0120-013-814（午前10時～午後5時 土日祝日含む）

#### ◆対面相談 ・弁護士などによる無料相談（事前予約制、1回1時間以内）

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時：毎週月・水曜日 午前10時～正午 ☎予約受付は上記電話相談と同一
▽福島事務所	郡山、福島、会津若松、いわきの県内4会場において開催中（1組1時間程度、事前予約制） ○郡山会場（毎週水・金・土曜日）：機構福島事務所 ○福島会場（毎週火・土曜日）：コラッセふくしま5階 ○会津若松会場（毎週木・土曜日）：会津労働福祉会館 ○いわき会場（毎週水・金・日曜日）：いわき市文化センター ※詳細は下記の予約受付電話でご確認ください。 ☎：0120-330-540（午前9時～午後5時 土日祝日含む）

#### ◆県外での巡回個別相談会

- ・弁護士、行政書士による無料の個別相談（1組1時間程度、事前予約制）

会 場		日 程
山形県	米沢市置賜総合文化センター	4月27日（金）、28日（土）、5月18日（金）、19日（土）
新潟県	新潟市東区プラザ	4月20日（金）、21日（土）、5月25日（金）、26日（土）
	新発田市生涯学習センター	
	柏崎市産業文化会館	5月11日（金）、12日（土）
	長岡市立劇場	5月11日（金）、12日（土）
茨城県	水戸市相談センター	毎週月～金曜日（祝日除く） ☎029-227-1133
	土浦相談センター	毎週月曜日（祝日除く） ☎029-875-3349（祝日除く）

※山形県・新潟県の各相談会の詳細については、☎0120-013-814（午前10時～午後5時 土日祝日含む）においてご確認ください。

### ④弁護士会

#### ◇弁護士に電話で相談したい方

##### ◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時）

☎024-534-1211（福島市） 024-925-6511（郡山市）  
0242-27-2522（会津若松市） 0246-25-0455（いわき市）

##### ◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎0120-366-556（平日 午前10時～午後3時）

#### ◇弁護士に面談形式で相談したい方

##### ◆福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

- ・相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）
- ・場所：県内7か所（福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市（平））  
☎0120-700-791（平日 午前10時～午後4時）

#### ◇弁護士に本格的に相談したい方

##### ◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介 ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
- ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
- ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）など

※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎024-533-7770（平日 午前10時～午後3時）

## ⑤行政書士会

### ◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階  
☎0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前10時～午後5時（受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業）
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続きなど

### 【お問い合わせ先】

●福島県 原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↗

## 生活支援について

### 1 東日本大震災被災児童支援基金給付金のご案内（更新）

東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。

<b>対象者</b> (①から④の全てに該当する方)	①平成23年3月11日現在で18歳未満であった方 ②平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、又は行方不明となっている方 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた方 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない方			
<b>給付の内容</b> (概要)	① 給付金の種類・給付額			
	種類	対象時期	給付額	
			孤児	遺児
月額金	・未就学児童 ・小・中学校に在籍する方 ・高等学校等に在籍する方 ・大学及び専門学校等に在籍する方		30,000円	20,000円
			40,000円	30,000円
			50,000円	40,000円
			60,000円	50,000円
一時金	・小学校入学時 ・小学校卒業時 ・中学校卒業時 ・高等学校卒業時		30,000円	
			50,000円	
			100,000円	
			300,000円	
	② 23年度分については、さかのぼって給付されますので、速やかに申請をお願いします。			
<b>その他</b>	・児童相談所及び市町村で把握している方については、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合わせ先まで、申請書及び添付書類を提出願います。 ・給付要綱を必要とされる方は、下記にご連絡ください。			

### 【お問い合わせ先】

●福島県 児童家庭課 ☎024-521-7174（〒960-8670 福島市杉妻町2-16）

### 2 原発避難者特例法による行政サービスについて（更新）

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した方で、避難元自治体からの情報提供などを希望される方は、各市町村へ手続きをお願いします。

**【該当市町村】** いわき市、 田村市、 南相馬市、 川俣町、 広野町、 楡葉町、 富岡町、  
川内村、 大熊町、 双葉町、 浪江町、 葛尾村、 飯舘村

### 【お問い合わせ先】

◆いわき市 ☎0246-22-1111	◆田村市 ☎0247-81-2111	◆南相馬市 ☎0244-24-5232
◆川俣町 ☎024-566-2111	◆広野町 ☎0240-27-2111	◆楡葉町 ☎0246-46-2551
◆富岡町 ☎0120-336-466	◆川内村 ☎0240-38-2111	◆大熊町 ☎0242-26-3844
◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2860
◆飯舘村 ☎024-562-4200		

### （お願い）

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●福島県 市町村行政課 ☎024-521-7057

### 3 高齢者等サポート拠点のご案内

仮設住宅などに下表のとおり高齢者等サポート拠点を設置し、生活相談やデイサービス、介護予防、地域交流の場などを提供しています。お気軽にご利用ください。

対象市町村	名称	所在地	電話番号
南相馬市	サポートセンター希望	南相馬市鹿島区寺内	0244-26-8246
相馬市	高齢者等サポートセンター	相馬市大野台二丁目	0244-26-8910
	高齢者等サポートセンター	相馬市柚木字石橋	0244-26-9550
広野町	サポートセンターひろの	いわき市四倉町鬼越	0246-38-7890
楡葉町	サポートセンターならは あいづ	会津美里町宮里	0242-55-0177
	サポートセンターならは いわき	いわき市平字下山口	0246-46-2090
	サポートセンター 空の家	いわき市平字上山口	0246-38-8680
富岡町	大玉村応急仮設高齢者等サポートセンター「ふれあい処あだたら」	大玉村玉井字上額沢	0243-68-2711
	おだがいさまセンター	郡山市富田町若宮前	024-935-3332
	三春町応急仮設高齢者等サポートセンター「花見処さくら」	三春町熊耳字南原	0247-62-3010
川内村	高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」	郡山市南一丁目	024-937-2717
大熊町	高齢者等サポート拠点「つながっぺセンター」	会津若松市一箕町松長	0242-85-8500
双葉町	双葉町サポートセンターひだまり	いわき市南台三丁目	0246-38-7105
浪江町	浪江町サポートセンターふくしま	福島市笹谷字谷地前	024-559-2552
	浪江町サポートセンター桑折	桑折町字東段	024-573-2500
	浪江町サポートセンター杉内	二本松市西勝田字杉内	0243-55-2630
	浪江町サポートセンター安達	二本松市油井字石倉	0243-24-8655
	浪江町サポートセンター本宮	本宮市高木字黒作	0243-33-6336
葛尾村	三春の里 みどり荘	三春町柴原字柴原	0247-62-8687
新地町	サポートセンターまごころ	新地町小川字川向	0244-63-2234
飯舘村	サポートセンターあづまっぺ	福島市松川町金沢	024-573-2153

●福島県 高齢福祉課 ☎024-521-7163

## 雇用・経営について

### 1 就職支援イベントについて（新規）

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	参加対象
平成24年度ふくしま就職ガイダンス	平成24年6月1日（金） 11:00～16:00	東京都立産業貿易センター 浜松町館（東京都港区海岸1-7-8） ①就職支援セミナー 第3・4会議室 ②合同企業説明会 2階展示室	・平成25年3月卒業予定の大学生等 ・平成22年3月以降卒業の未就職者

【お問い合わせ先】

●ふくしま就職ガイダンス事務局 ☎024-529-5382

●福島県 雇用労政課 ☎024-521-7290

### 2 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について（更新）

東日本大震災により被害を受けた中小企業などが、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするのに必要となる経費の一部を補助します。

<b>対象者</b>	<b>(復興事業計画の申請者)</b> 県内に事業所を有する複数の中小企業などのグループ ※ 中小企業等：中小企業、事業協同組合などの組合、大企業				
<b>要件</b>	<b>(a～c すべてに該当すること)</b> <b>(a) グループ機能の重要性 (次のア～エのいずれかに該当すること)</b> (ア) サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること (イ) 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと (ウ) 一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること (エ) 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うことなど <b>(b) グループ機能に重大な支障</b> 震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じ、グループ機能に重大な支障が生じていることなど <b>(c) グループで復興事業計画を策定</b> グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること				
<b>支援内容</b>	<b>(復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容)</b> <b>&lt;補助対象経費&gt;</b> 震災で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設及び設備を復旧するのに要する経費。 <b>施設の例</b> ：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など 設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの <b>&lt;補助率&gt;</b> <table border="1"> <tr> <td>中小企業者 (※)</td> <td>補助対象経費の 3 / 4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業者以外</td> <td>補助対象経費の 1 / 2 以内</td> </tr> </table> ※中小企業者：中小企業支援法第2条第1項に規定される者 (被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金)を併用できます。)	中小企業者 (※)	補助対象経費の 3 / 4 以内	中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内
中小企業者 (※)	補助対象経費の 3 / 4 以内				
中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内				
<b>受付期間</b>	<b>(復興事業計画の募集期間)</b> 5月1日 ～ 5月31日 ※ 申込先着順ではなく、期限まで受け付けます。				

※ 要領、申請書などについては、下記ホームページからダウンロードできます。

**【お問い合わせ先】**

- 製造業など : 福島県 産業創出課 ☎024-521-7283
- 商店街 : 福島県 商業まちづくり課 ☎024-521-7299
- 観光業 : 福島県 観光交流課 ☎024-521-7286
- サービス業他 : 福島県 商工総務課 ☎024-521-7270

- ・ ホームページ [福島県中小企業等復旧・復興支援](#)  ↗
- ・ メール : [business@pref.fukushima.jp](mailto:business@pref.fukushima.jp)

### 3 中小企業等復旧・復興支援事業（補助制度）について（更新）

東日本大震災及び原発事故により被害を受けた中小企業者などの皆さんに、県内での事業再開に必要な経費の一部を補助します。

<b>対象者</b>	① 東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業など ② 原発事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業など
<b>対象経費</b>	(原状を回復するための経費に限ります。) ・ 空き工場・空き店舗等の借り上げ(購入)費用 ・ 空き工場・空き店舗等の改装費用 ・ 工場・店舗等の建て替え費用 ・ 被災した工場・店舗等の修繕費用など
<b>補助率</b>	事業再開の方法、被災程度により異なります。
<b>受付期間</b>	平成24年5月1日から平成24年5月31日(消印有効)まで

**【お問い合わせ先】**

- 福島県 企業立地課 ☎024-521-7280
- 福島県 商業まちづくり課 ☎024-521-7299
- 福島県 商工総務課 ☎024-521-7270

## 4 就職支援施設について（更新）

県設置の就職支援施設について、4月から下記の体制で、窓口や仮設住宅等への巡回による就職相談、職業紹介、生活相談を行い、求職者の方の就職を支援しています。

なお、これまで「ふくしま求職者総合支援センター 郡山窓口・福島窓口」及び「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 福島・郡山」をご利用されていた方は、4月以降、最寄りの施設をご利用ください。

施設名	開館日時	場 所	電話番号	備考
ふるさと福島就職情報センター（窓口相談）				
ジョブカフェふくしま	午前10時 ～午後7時	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047	
Fターンセンター東京	午前10時 ～午後6時	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階	03-3214-9009	移転
ふくしま就職応援センター（窓口・巡回相談）				
郡山窓口	午前10時 ～午後7時	郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	024-925-0811	新設
白河窓口		白河市郭内1 NTT白河ビル1階	0248-27-0041	
会津若松窓口		会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	0242-27-8258	
南相馬窓口		南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	0244-23-1239	
いわき窓口		いわき市平字梅本15 いわき合同庁舎西分庁舎1階	0246-25-7131	

※ 各就職支援施設の閉館日は、「日曜日、祝日、12月29日～1月3日」になります。「ふるさと福島就職情報センター Fターンセンター東京」は「日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月9日」になります。

### 【お問い合わせ先】

●福島県 雇用労政課 ☎024-521-7290

## 5 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業などを対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ●（公財）福島県産業振興センター ☎024-534-0948

## 6 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者などの二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

#### ●福島県産業復興相談センター

場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階

電話 024-573-2561

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

●（公財）福島県産業振興センター 総務企画課 ☎024-525-4070

●福島県 経営金融課 ☎024-521-7291

●ホームページ   ↗

## 7 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者などが施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

●(公財)福島県産業振興センター ☎024-525-4075

## 8 農家経営安定資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)(新規)

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援するため、次の資金を融通しています。

### 【東北地方太平洋沖地震対策資金】

貸付対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者など
対象経費	地震・津波の被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のため必要とする運転資金
融資限度額	500万円
貸付利率	1.2%以内(農協取扱いにあつては無利子)
償還期間	10年以内(うち据置3年以内)
取扱金融機関	各総合農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、二本松・郡山・会津の各信用金庫

### 【原発事故対策緊急支援資金】

貸付対象者	平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)により農業経営に影響を受けている農業者等
対象経費	(ア)原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金(簡易な施設等の整備を含む) (イ)原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び簡易な施設等の取得に必要な資金
融資限度額	個人 1,000万円 団体・法人 1,200万円
貸付利率	1.2%(農協取扱いにあつては無利子)
償還期間	10年以内(うち据置3年以内)
取扱金融機関	各総合農協、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、二本松・郡山・会津の各信用金庫

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

### 【お問い合わせ先】

●福島県 金融共済室 ☎024-521-7346, 7349

## 9 避難先での農業の再開について(新規)

東日本大震災で避難されている農業者の皆さんが、ふるさとに戻るまでの間、県内の避難先などで一時的に農業を再開する取組を支援します。

助成額は、要件を満たす一農家当たり上限100万円(畜産経営を再開する場合上限150万円)で、農業生産資材の購入や施設・機械のリース、地代などに使用することができます。

なお、助成は営農再開初年度1回のみで、震災までお住まいだった市町村からの助成となります。

### 【お問い合わせ先】

●福島県 農業担い手課 ☎024-521-7340

●県各農林事務所農業振興普及部(営農相談窓口)

●震災時までお住まいだった市町村

## 10 農業分野での雇用支援について(新規)

県が契約を結んだ農業法人で、農作業などに従事する人を募集します。

雇用期間は平成24年度内で、ハローワークなどを通じて募集します。

### 【お問い合わせ先】

●県各農林事務所農業振興普及部(営農相談窓口)

## 11 耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取り組みを支援しています。

### 事業内容

#### (1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入などに係る経費について、農地の荒廃程度により10アール当たり最大で27万5千円まで補助します。

#### (2) 施設などの整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設などの整備に係る経費を2分の1以内で補助します。

#### (3) 「実証ほ場」の設置による支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運營業務を委託したりすることで支援します。

### 【お問い合わせ先】

- 福島県 農村振興課 ☎024-521-7415
- 県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

## 住宅について

### 1 応急仮設住宅の募集などに関するお問い合わせについて（更新）

4月2日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆鏡石町 ☎0248-62-2116	◆西郷村 ☎0248-25-1117	◆相馬市 ☎0244-37-2179
◆南相馬市 ☎0244-24-5253	◆富岡町 ☎0120-336-466	◆双葉町 ☎024-973-8090
◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2850	◆須賀川市 ☎0248-88-9152
◆白河市 ☎0248-22-1111	◆川俣町 ☎024-566-2111	◆飯舘村 ☎024-562-4236
◆大熊町 ☎0242-26-3844	◆楡葉町 ☎0246-46-2551	◆広野町 ☎0240-27-2111

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

- ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#)

### 福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）024-521-7698【受付時間：平日 午前9時～午後5時】

### 2 福島県借上げ住宅の特例措置について（更新）

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」について、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県内における民間住宅借上げの対象者であって県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

#### ※民間住宅の借上げ

住宅が全壊し又は流出し、居住する住宅がない、又は原発事故による避難指示などが出ている地域から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない方への住宅対策

### 【お問い合わせ先】

- 市町村問い合わせ先一覧参照

### 3 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃などの返還については、次のとおり受け付けています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅などに入居した世帯
対象期間	平成23年3月11日以降、県内の借上げ住宅などに入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
受付方法	郵送のみで受付
郵送先	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県災害対策本部 遡及措置担当

※ 申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 遡及措置担当

☎024-522-6515、6528（平日：午前9時～午後5時まで）

●ホームページ [福島県 遡及措置](#) [検索](#) ↗

## 4 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体でも、避難している皆さんに公営住宅や公務員宿舎を提供し、住宅対策を実施しています。なお、4月20日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（詳細は、下記の各県窓口にお問い合わせください。）

◆岩手県	☎019-629-6936	◆秋田県	☎018-860-4503	◆山形県	☎023-630-3100
◆茨城県	☎029-301-5977	◆千葉県	☎043-223-2675	◆石川県	☎076-225-1482
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆山梨県	☎055-223-1732、1477		
◆長野県	☎026-235-7407	◆愛知県	☎052-954-6579	◆三重県	☎059-224-2181
◆兵庫県	☎078-232-9564	◆鳥取県	☎0857-26-7411	◆島根県	☎0852-22-5084
◆広島県	☎082-513-3030	◆山口県	☎083-933-2724	◆福岡県	☎092-643-3729
◆佐賀県	☎0952-25-7385	◆長崎県	☎095-895-2410	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆熊本県	☎096-383-1111（内線7014）	◆鹿児島県	☎099-286-2824		
◆沖縄県	☎098-866-2187				

※「[福島県県外避難者支援ブログ](#)」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。

※借上げ住宅は、避難した方が**常時・継続的に居住している**ことが必要です。週末や休暇期間中だけの居住（別荘的利用）や転勤、進学などを理由とする借上げは対象外となります。また、避難予定が未定である場合や今後の移転先を確保しておくために借上げるといったようなことはしないでください。



※民間賃貸住宅に係る家賃などの返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となつておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

【お問い合わせ先】

●福島県 避難者支援課

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

## 医療・介護・健康について

### 1 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長などについて

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関などの窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費（柔道整復師などの施術費や治療用装具など）の自己負担の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

#### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（※1）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方（※1）（※2）	平成24年9月30日まで

※1 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※2 その他の医療保険にご加入の方は、保険者（健康保険組合など）により対応が異なりますが、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、

ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

## 2. 免除証明書の取扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

※3 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保・後期高齢者医療制度の被保険者の方は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

【お問い合わせ先】 ●ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

## 2 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除などについて

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保険施設の食費・居住費の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する住民の方で、介護保険サービスを利用される方についても、市町村によっては、平成24年9月30日まで延長される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。	

### 2. 免除証明書の取扱いについて

(1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) (1)以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取り扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

## 3 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の皆さんの健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

### 《「基本調査」の目的、重要性》

- 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。
- 『基本調査（問診票）』は、皆さんの行動記録を基に、原発事故から平成23年7月11日までの4か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。
- 推計結果は皆さんにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。
- 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。
- 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。

\* 問診票をまだ返送していない方は、記入の上返送をお願いします。

（詳しく行動を思い出せないところは、「忘れて書けない」と記入して、まずは返送してください。後日、事務局で内容確認のお手伝いをいたします。）

\* 記入方法が分からない、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合などは、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ●福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（平日：午前9時～午後5時）

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) [検索](#) ↗

## 警戒区域などにおける環境放射能測定結果

警戒区域などの測定値の一部をお知らせします。(平成24年4月13日 9:00 現在)

### 【警戒区域】

(単位:  $\mu$ Sv/時)

楢葉町			富岡町				
旧楢葉 消防分署*	繁岡地区 集会所*	中平集会所 そば*	上郡山 字滝ノ沢*	JAふたば 南部営農センター*	旧富岡町 役場*	養護老人ホーム 東風荘	リフレ富岡*
0.32	1.26	1.15	1.77	1.83	3.93	4.57	4.72

大熊町	浪江町			双葉町			
原子力 センター*	中央公園*	幾世橋 小学校*	福島県浪江 ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的 集会所*	双葉町 体育館*	郡山公民館*
5.38	1.08	0.44	3.40	12.46	23.40	6.27	1.48

### 【計画的避難区域】

(単位:  $\mu$ Sv/時)

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
1.26	5.83	1.02※	0.95	5.58※

※4月12日 23時現在

※4月12日 20時現在

### 【旧緊急時避難準備区域】

※平成23年9月30日付けで区域解除

(単位:  $\mu$ Sv/時)

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	二ツ沼総合公園*	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	福島県南相馬合同庁舎
0.18	0.47	0.15	1.28	0.55	0.38

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポスト(\*印の付いている地点)は全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、楢葉町1局の計5局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、\*印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。

### 【お問い合わせ先】

#### ●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能](#) [検索](#)

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください。



## 各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
<b>◆災害(支援)に関する相談</b>		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部 (8時30分~20時:平日、8時30分~18時:土日・祝日)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構(9時~18時:平日)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所(9時~17時:平日)
自家消費農作物(家庭菜園等)の放射能検査受付専用電話	024-521-8397	消費生活センター(9時~17時:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211	日弁連(10時~15時:平日) 県弁護士会(14時~16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	03-5537-0245	文部科学省:紛争審査会、指針(9時30分~18時15分:平日)
	0120-377-155	原子力損害賠償紛争解決センター:和解の仲介(10時~17時:平日)
	0120-013-814	原子力損害賠償支援機構:無料電話相談(10時~17時:毎日)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分~20時:平日) ※毎週水・金の13時~17時は弁護士による法律相談
	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日)
	0800-800-3200	行政書士会連合会被災者相談センター (10時~17時:土日祝を含む。月曜は休業。)
	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室コールセンター(9時~21時:毎日)
	0120-993-724	東京電力自主的避難等ご相談専用ダイヤル(9時~21時:毎日)
<b>◆医療・福祉に関する相談</b> 【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課

疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO 法人あいえるの会（8時30分～17時30分：毎日）
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会「はまっ子くらぶ」（会津を拠点） （9時30分～18時：平日、9時30分～13時30分：土） 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」内（相双を拠点） （9時30分～18時：平日）
高齢福祉に関する相談 （双葉郡）	024-521-7164 0240-28-0152 0242-55-0177 0246-46-2090 024-983-9024 0240-38-2941 0242-26-3844 0480-70-0057 0246-38-7105 0247-62-8687	高齢福祉課 広野町地域包括支援センター 楢葉町地域包括支援センター（会津美里町） 楢葉町地域包括支援センター（いわき市） 富岡町地域包括支援センター 川内村地域包括支援センター 大熊町地域包括支援センター 双葉町地域包括支援センター（埼玉県加須市） 双葉町サポートセンターひだまり（いわき市） 葛尾村地域包括支援センター
（飯館村）	024-562-4214	飯館村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】（9時～17時：平日）【専門相談】（予約制）
認知症に関する相談 （症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等）	024-522-1122	認知症コールセンター（10時～16時：平日）
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 （精神的な悩みや問題等）	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 （以上、9機関9時～17時：平日） 福島いのちの電話（10時～22時：土日含む） 震災こころのサポートセンターJTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-279-338 0243-23-8320 0120-207-440	女性のための相談支援センター（9～21時） よりそいホットライン（24時間） ※女性の相談は3を選択 県男女共生センター（月曜日休館） 【火・木～日：9～12時, 13～16時】【水：13～17時, 18～20時】 女性のための電話相談・ふくしま（10時～17時：平日）
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター（10時～17時：祝日を除く火～土曜日）
<b>◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】</b>		
教育に関する相談	024-521-7759	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク（福島県歴史資料館）
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会

県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (9時~18時30分:平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会(受付時間9時~16時:火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル(9時~17時:平日)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(8時~17時:平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024-522-2151	(内線3024) 県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時~17時:平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
<b>◆経営・労働に関する相談 【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】</b>		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財)県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	(公財)県産業振興センター(福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024-525-4019	(公財)県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」(9時~16時:平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介・生活相談)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま](10時~19時:月~土) [Fターンセンター東京](10時~18時:月~土)
	03-3214-9009	
	024-925-0811	ふくしま就職応援センター(10時~19時:月~土) [郡山窓口] [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口]
	0248-27-0041	
	0242-27-8258	
	0244-23-1239	
0246-25-7131		
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベートルーム) (13時~17時:土日を除く)※専門家が対応
工業製品の残留放射能に関する相談	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
<b>◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課</b> 【受付時間:8時30分~20時(平日)】		
<b>◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】</b>		
国管理道路 (国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課

●「福島県からののお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局などでも受け取ることができます。



# 市町村問い合わせ先一覧

(4月20日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号		
相 双	南相馬市	0244-24-5232	県 南	白河市	0248-22-1111		
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111		
	広野町	0240-27-2111		泉崎村	0248-53-2111		
	檜葉町 ※	いわき出張所		0246-46-2551・2552	中島村	0248-52-2111	
		会津美里出張所		0242-56-2155	矢吹町	0248-42-2111	
	富岡町 ※	0120-336-466		いわき出張所 三春出張所 大玉出張所	電話番号は 上記共通	棚倉町	0247-33-2111
		0242-56-2155			矢祭町	0247-46-3131	
	川内村 ※	0240-38-2111・024-937-2717		会 津	塙町	0247-43-2111	
	大熊町 ※	0242-26-3844			会津若松市	0242-39-1111	
		いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内)			喜多方市	0241-24-5221	
	双葉町 ※	0480-73-6880			北塩原村	0241-23-3111	
		福島支所(郡山市朝日)			西会津町	0241-45-2211	
	浪江町 ※	0243-62-0123			磐梯町	0242-74-1211	
		福島出張所 024-535-0750			猪苗代町	0242-62-2111	
本宮出張所 0243-44-1185		会津坂下町	0242-84-1503				
桑折出張所 024-582-2130		湯川村	0241-27-8800				
南相馬出張所 0244-23-1112		柳津町	0241-42-2112				
葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山)	三島町	0241-48-5511				
	0247-61-2860(三春の里)	金山町	0241-54-5111				
新地町	0244-62-2111	昭和村	0241-57-2111				
飯舘村 ※	024-562-4200	会津美里町	0242-55-1122				
		下郷町	0241-69-1122				
いわき	いわき市	0246-22-1111	南 会 津	檜枝岐村	0241-75-2311		
県 北	福島市	024-535-1111		只見町	0241-82-5050		
	二本松市	0243-23-1111		南会津町	0241-62-6100		
	伊達市	024-575-1111		※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。			
	本宮市	0243-33-1111		檜葉町	いわき明星大学内 (〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1)		
	桑折町	024-582-2111		富岡町	富岡町郡山事務所 (〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5)		
	国見町	024-585-2111		川内村	(〒963-0115 郡山市南二丁目52番地) →3月26日から川内村役場本庁で業務再開		
	川俣町	024-566-2111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (〒965-0873 会津若松市追手町2番41号)		
	大玉村	0243-48-3131		双葉町	旧騎西高校 (〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1)		
県 中	郡山市	024-924-7111		浪江町	県男女共生センター内 (〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1)		
	須賀川市	0248-75-1111		葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (〒963-7719 三春町大字貝山字井堀田287-1)		
	田村市	0247-81-2111		飯舘村	福島市役所飯野支所内 (〒960-1301 福島市飯野町字後川10番地の2)		
	鏡石町	0248-62-2111					
	天栄村	0248-82-2111					
	石川町	0247-26-2111					
	玉川村	0247-57-3101					
	平田村	0247-55-3111					
	浅川町	0247-36-4121					
	古殿町	0247-53-3111					
三春町	0247-62-2111						
小野町	0247-72-2111						